

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	瀬戸市

## 瀬戸市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 瀬戸市 都市整備部  
農林課 アグリカルチャー推進係  
所在地 愛知県瀬戸市追分町 6 4 番地の 1  
電話番号 0 5 6 1 - 8 8 - 2 6 5 3  
F A X 番号 0 5 6 1 - 8 8 - 2 6 8 8  
メールアドレス agri@city.seto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	愛知県瀬戸市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の実績		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	水稻	781.6a	741千円
	野菜	83.0a	655千円
	いも類	20.3a	165千円
計		884.9a	1,561千円
ニホンジカ	水稻	17.0a	6千円
	野菜	2.0a	2千円
計		19.0a	8千円

※被害数値は、水稻作付計画書提出者に対する調査による

※被害面積は、少数第2位を四捨五入して表記

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況 市内における生息状況調査は行っていないが、農地の被害状況や市街地での目撃件数の増加から、生息地域が広がり、個体数も増加していると考えられる。令和6年度の捕獲頭数は初めて400頭を超えた。</li> <li>・被害の発生時期 水稻と野菜の収穫前頃から被害が特に目立つようになる。特に出産期後の7月から10月頃までは、親子で出没するため目撃情報とともに、被害が急増する。</li> <li>・被害の発生場所 以前は市内北東部の比較的山林が多い地域での発生が多かったが、近年は市街地付近の農地においても被害が多く発生している。</li> <li>・被害数の増減傾向 平成30年度に豚熱が発生し、令和元年度の被害が減少したが、令和2年度以降は増加傾向である。</li> </ul>
--

○ニホンジカ
・生息状況 市内における生息状況調査は行っていないが、近年目撃件数の増加が著しく、令和6年度の捕獲実績が41頭と過去最多のため、個体数も増加していると考えられる。
・被害の発生時期 春先の竹の子の新芽が出る頃、初夏の田植え直後、冬の葉物野菜の収穫前を中心に年間を通して発生している。
・被害の発生場所 市内北東部、南東部エリアでの被害が目立つ。しかしながら、近年市街地付近の農地でも被害が確認されている。
・被害数の増減傾向 増加傾向である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和10年度)	
被害面積	イノシシ	884.9a	イノシシ	867.2a
	ニホンジカ	19.0a	ニホンジカ	18.4a
	合計	903.9a	合計	885.6a
被害金額	イノシシ	1,561千円	イノシシ	1,529千円
	ニホンジカ	8千円	ニホンジカ	7千円
	合計	1,569千円	合計	1,536千円
被害報告数	76件		70件	

※被害面積は、少数第2位を四捨五入して表記

※被害金額は、小数点以下切り捨てして表記

※被害報告件数は、イノシシ及びニホンジカの合計

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>瀬戸有害鳥獣駆除の会と品野猟友会に以下の業務を委託し、効果的な有害鳥獣駆除を行い、農林業被害の軽減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣の目撃情報の収集や現地調査</li> <li>・定期的な箱わな及びくくり罠</li> </ul>	<p>市内における生息状況調査は行っていないため生息数は不明であるが、年間で400頭捕獲をしても、被害が減らない状況にある。</p> <p>目撃件数も年々増加傾向であり、捕獲以外の対策も急務である。</p>

	の見回り ・箱わな等の新規設置および移設	
防護柵の設置等に関する取組	広域の農地に対する被害を防ぐため、鳥獣被害防止総合対策事業を活用して防護柵を設置した。 また、市の有害獣類被害防止対策補助金を活用して農家個人で防護柵を設置した。	農業者の減少や高齢化等により、侵入防止柵設置後の定期点検の実施と持続的な管理が危惧されている。

### (5) 今後の取組方針

- ・ 農業者だけでなく、地域住民と連携した持続的な鳥獣害対策体制を構築する。
- ・ 地域住民が多く集まる農業関係のイベント等にて、啓発リーフレットの配布を実施し、農業者以外の人に対しても寄せ付けない方法など鳥獣対策の周知を行う。
- ・ 目撃情報や現地確認等によりイノシシやニホンジカの生息域を把握し、捕獲檻の新規導入や既存の捕獲檻の移設等を行い、効果的な捕獲を推進する。また、物理的に可能な地域においては、大規模な防護柵の設置を推進する。大規模な防護柵の設置が困難な地域においても、市の有害獣類被害防止対策補助金を活用するなど、個別の防護柵の設置を推進する。
- ・ ICTを導入し、わなの見回り業務の負担軽減につなげる。
- ・ 放任果樹の除去や周辺の草刈りの実施など、獣類を寄せ付けない環境づくりの取組について啓発する。
- ・ 農産物被害及び生活環境被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊と連携を図り、効果的な被害防除を推進する。
- ・ 地域が一体となって、これまで設置した防護柵の適正な維持管理や草刈り等被害防止の取組を推進する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ イノシシ及びニホンジカについては、被害状況から選定した場所に箱わな、くくりわな等を設置し、捕獲を行う。ライフル銃の使用については、電気止め刺しにおいて危険を要すると判断した場合に限る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTの積極的活用</li> <li>・箱わな及びくくりわなの新規導入並びに既存箱わなの設置効果の確認及び捕獲効率上昇のための手法の検討（移動等）</li> <li>・電気柵及びメッシュフェンス等の設置</li> <li>・地域住民と連携した鳥獣害対策体制の構築</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ	
・捕獲実績	
令和5年度	310頭
令和6年度	410頭
令和7年度	366頭（12月31日現在）
・目撃件数	
令和5年度	105件
令和6年度	157件
令和7年度	110件（12月31日現在）
近年の捕獲実績や、目撃件数の増加から今後も捕獲頭数は高水準を維持することが推測されるため、捕獲実績や増加率より算出した。	
○ニホンジカ	
・捕獲実績	
令和5年度	34頭
令和6年度	41頭
令和7年度	41頭（12月31日現在）
近年の捕獲実績や、目撃件数の増加から今後の捕獲頭数は増加することが推測されるため、捕獲実績や増加率より算出した。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	450頭	450頭	450頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：主に箱わなを使用。山中で箱わなの設置が難しいと判断した場合は、くくりわなを使用。</li> <li>・実施予定時期：通年</li> <li>・捕獲予定場所：市内全域</li> </ul> <p>○ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲手段：箱わな及びくくりわなを使用。安全対策、錯誤捕獲対応に関しては、十分に周知。</li> <li>・実施予定時期：通年</li> <li>・捕獲予定場所：市内全域</li> </ul>
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>必要性：大型のイノシシ及びニホンジカの止め刺しにおいて、確実に止め刺しをするために、ライフル銃を使用することがある。</p> <p>捕獲手段：くくりわなに捕獲された大型のイノシシや、ニホンジカの止め刺し用に使用。</p> <p>実施予定時期：通年</p> <p>使用予定場所：市内全域</p>

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	既に委譲済み

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	メッシュフェンス柵等の設置	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組み

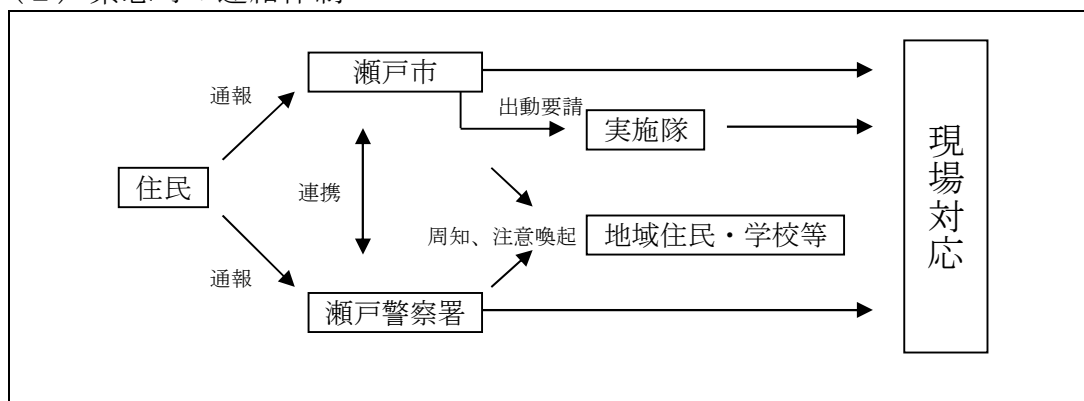
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止対策は、地域ぐるみで主体的に実施するものであることを周知していく。</li> <li>補助金を活用したメッシュフェンス柵や電気柵等の設置に関する支援や情報提供を行う。</li> <li>農業委員と連携し、イノシシやニホンジカの隠れ場となる耕作放棄地の管理について、土地所有者及び関係者に適切な処置を依頼し、イノシシやニホンジカを寄せ付けない環境作りを推進する。</li> <li>箱わな等の納入時に、業者から猟友会向けに使用方法の説明やイノシシやニホンジカの生態等の情報交換を行う。</li> </ul>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
瀬戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民からの通報を受けて、実施隊、警察署との連絡調整</li> <li>地域住民・学校等への周知</li> </ul>
瀬戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民からの通報を受けて、市に連絡、警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置全般</li> </ul>
瀬戸市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>市からの出動要請を受けて現場対応及び助言</li> </ul>

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲可能な状態のわなは、1日1回以上確認し、対象鳥獣等が捕獲されていた場合は速やかに適切な措置を実施する。また、カメラ付き害獣出没検知センサーを導入することで、現場に行くことなく状況を確認できるようにするなど、ICT活用を推進し、捕獲された対象鳥獣等を速やかに処置することにつなげる。
- ・対象鳥獣はできるだけ苦痛の少ない方法で速やかに殺処分し、残渣は放置しない。
- ・処理施設に持ち込まれた捕獲個体については、焼却処分し、搬入確認書を発行する。埋設処分は、殺処分後1日以内実施し、野生獣等に掘り起こされないよう消石灰を散布した後、1m以上覆土する。
- ・イノシシの処分作業においては、適切な豚熱防疫対策を実施する。
- ・豚熱検査のため、血液検体を実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として利用している成功事例に注視していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	瀬戸市鳥獣害対策連絡協議会	
構成	役割	
瀬戸市農事組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握</li> <li>・被害防除施策の実施</li> <li>・農業者からの意見の集約、とりまとめ</li> </ul>	
あいち尾東農業協同組合 瀬戸支店 // 北部営農センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供支援</li> </ul>	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県農業総合試験場	農作物被害対策に関する指導・助言
愛知県尾張県民事務所	保護管理の適正化

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月1日に瀬戸市鳥獣被害対策実施隊を設置した。令和8年1月現在、瀬戸有害鳥獣駆除の会及び品野猟友会から推薦を受けた者29名により構成されている。  
被害発生地区の調査、有害鳥獣の被害防除対策などを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

アライグマ、ヌートリアについては特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律に基づく防除実施計画を作成する(瀬戸市環境課所管)。